

被災者支援に関する「有識者検討会」について (平成25年10月1日 記者発表)

1. 経緯・趣旨

- 被災者支援については、東日本大震災を受けて重点的に取り組んでいくことが求められており、災害対策基本法等の一部改正法に基づく災害救助法の厚生労働省から内閣府への移管（本年10月1日）により、災害発生直後の救助からその後の生活再建に至るまでの被災者に対する支援を、関係省庁との連携の下、内閣府が所管することとなった。
また、近年、集中豪雨や竜巻などの異常気象も続いており、被災者支援への関心が高まっている。
- こうした中で被災者支援については、引き続き様々な課題が指摘されており、例えば応急仮設住宅建設と既存の住宅資源の有効活用の整理や被災者が生活再建に必要となる各種情報へ迅速にアクセスできるようにしていくための方策等が求められている。このほか、災害救助や被災者の生活再建に係る国と地方の連携などを含め、これら課題・問題についての対応方針等について幅広く検討し、総合的に整理を行う必要があることから、本年10月より、「被災者に対する国の支援の有り方に関する検討会」による検討を開始するものである。

2. 主な検討項目

- (1) 被災者支援に関する基本的な理念・方針
- (2) 「自助・共助・公助」の関係、国と地方の役割分担の整理
- (3) 被災者支援の推進方策等について
(被害の実態把握、民間保険、被災者生活再建支援、災害救助等)
- (4) 災害時における効率的・効果的な「住まい」の確保策等について
- (5) 被災者が必要とする情報に迅速にアクセスできる仕組みづくりについて

3. 委員

有識者及び地方公共団体関係者 10名程度（調整中）

4. 今後のスケジュール

平成25年10月中	検討開始
平成26年夏頃（目途）	検討会の意見整理

住家に係る支援措置の実施状況等について

- 被災者支援については、都道府県が主体的に実施。
- 住家被害についても、各都道府県が支援を行うことを基本。
- ただし、各都道府県のみでは対応できない一定規模以上の災害については、全都道府県の相互扶助と国からの助成により支援（被災者生活再建支援法）

※独自支援制度を設けている都道府県は、平成25年10月現在32団体
（実施予定を含む。このうち、支援法と同等の支援を行っている都道府県は、14団体）

- 平成25年度 支援制度適用災害における主な地方公共団体の被災者支援

1. 平成25年7月26日からの大雨災害（主な被災地方公共団体）

団体名		全壊	支援法	適用	都道府県 独自支援	市町村 独自支援	備考
山口県	山口市 (旧阿東町)	8	○	※	○	○	※附則2項1号 (合併特例)
	萩市	30	○	2号	○	○	
	阿武町	1			○		
島根県	津和野町	5	○	5号	○	○	

2. 平成25年9月2日に発生した突風災害（主な被災地方公共団体）

団体名		全壊	支援法	適用	都道府県 独自支援	市町村 独自支援	備考
埼玉県 ※	越谷市	26	○	2号		○	
	松伏町	1				○	
千葉県	野田市	1			○	○	

※埼玉県においては、常設の独自支援措置について検討中。

3. 平成25年台風第18号災害（主な被災地方公共団体）

団体名		全壊	支援法	適用	都道府県 独自支援	市町村 独自支援	備考
京都府	京都市	2	○	1号※	○	○	※床上浸水(516世帯)
	舞鶴市		○	1号※	○	○	※床上浸水(292世帯)
	福知山市		○	1号※	○	○	※床上浸水(690世帯)
埼玉県	熊谷市	10	○	2号		○	
福井県	小浜市	2	○	6号	○	○	
	美浜町	3	○	6号	○	○	
滋賀県	大津市	3			○	○	
	栗東市	4			○	○	

(参考) 平成24年5月6日に発生した突風災害（主な被災地方公共団体）

団体名		全壊	支援法	適用	都道府県 独自支援	市町村 独自支援	備考
茨城県	つくば市	77	○	2号	○	○	
栃木県	真岡市	5			○	○	
	益子町	7			○	○	

(注) 各災害の被災状況においては府県からの聞き取りによる直近の情報であり、今後の調査の状況により、変更の可能性がある。

被災者生活再建支援制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
 <参考> 災害救助法施行令 別表第1(第1号関係)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上 15,000人未満	40
15,000人以上 30,000人未満	50
30,000人以上 50,000人未満	60
50,000人以上 100,000人未満	80
100,000人以上 300,000人未満	100
300,000人以上	150

災害救助法施行令 別表第2(第2号関係)

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

※住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなされる

- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)
 ※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)